**福島県建築設計協同組合員としての**

**主な加入条件は次のとおりです。**

当組合への加入には次の条件を付けさせていただいております。

これは組合として多様な建築設計業務を受託するに際し、どの組合員が担当しても発注者様に一切のご迷惑をかけないよう、公共事業設計の実績、所属する技術者の専門性、安定した経営基盤等に一定の実績条件を設けているものです。ご了承願います。

□　建築士法に基づき建築設計・監理の業（以下「建築設計業」という。）、

及び構造設計・監理の業（以下「構造設計業」という。）を営む個人、又

は法人でこれを専業とする者。

　又は、設備設計・監理の業（以下「設備設計業」という。）を営みこれ

を専業とし、且つ建築士法に基づく事務所登録をしている者。

□　福島県内に主たる事務所を有する者。

□　建築設計業及び構造設計業にあたっては、（社）福島県建築士会、並びに

　（社）福島県建築士事務所協会の会員であること。

　　設備設計業にあっては、（一社）福島県設備設計事務所協会の会員であ

　ること。

□　事務所開設後５年以上の経歴を有すること。

□　建築設計業にあっては、専任の所属建築士２名以上を有し、且つ所属建

　築士の内１名以上の１級建築士を有すること。

　　構造設計業にあっては、１名以上の構造設計１級建築士を有すること。

　　設備設計業にあっては、専任の１級建築士又は２級建築士の資格を有す

　る者を１名以上、且つ専任の建築設備士又は設備設計１級建築士を１名以

　上有すること。

□　元請けとして、過去１０年間に事業費総額１億円以上の公共工事（補助

　事業を含む。）に係る設計業務３件以上（以下「設計業務実績」よいう。）

　の実績を有すること。

　　ただし、構造設計業及び設備設計業にあっては、元請又は下請として、

過去１０年間に事業費総額１億円以上又は延べ床面積５００㎡を超える公

共工事（補助事業を含む。）に係る設計業務３件以上の実績を有すること。

□　方部組合員を含む３名以上の推薦があること。